

もっと知りたい方のために・・・



総務省 電波利用ホームページ

「無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準の改正について」

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/others/spurious/index.htm>

ご不明な点は、  
総務省またはお近くの各総合通信局へ



名 称		電話番号
北海道総合通信局	総合通信相談所	北海道 011-709-3550
東北総合通信局	総合通信相談所	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 022-221-0610
関東総合通信局	総合通信相談所	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 03-6238-1940
信越総合通信局	総合通信相談所	新潟県、長野県 026-234-9961
北陸総合通信局	総合通信相談所	富山県、石川県、福井県 076-233-4405
東海総合通信局	総合通信相談所	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 052-971-9104
近畿総合通信局	総合通信相談所	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 06-6942-8502
中国総合通信局	総合通信相談所	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 082-222-3314
四国総合通信局	総合通信相談所	徳島県、香川県、愛媛県、高知県 089-921-9009
九州総合通信局	総合通信相談所	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 096-326-7819
沖縄総合通信事務所	総合通信相談所	沖縄県 098-865-2390
総務省 総合通信基盤局	基幹通信課	(固定系無線局など)
	重要無線室	(重要通信に係る無線局など)
	移動通信課	(アマチュア無線、その他陸上に開設する移動系無線局など)
	衛星移動通信課	(航空及び海上並びに人工衛星を利用する移動系無線局など)
	電波環境課	(無線設備の基準認証制度など)
情報通信政策局	放送技術課	(放送用無線局など)
		03-5253-5111(代)

# 無線機器の スプリアスの規格が 変わりました。

～新スプリアス発射の強度の許容値に基づいた無線機器のご利用～



# スプリアス発射の強度の許容値の改正について

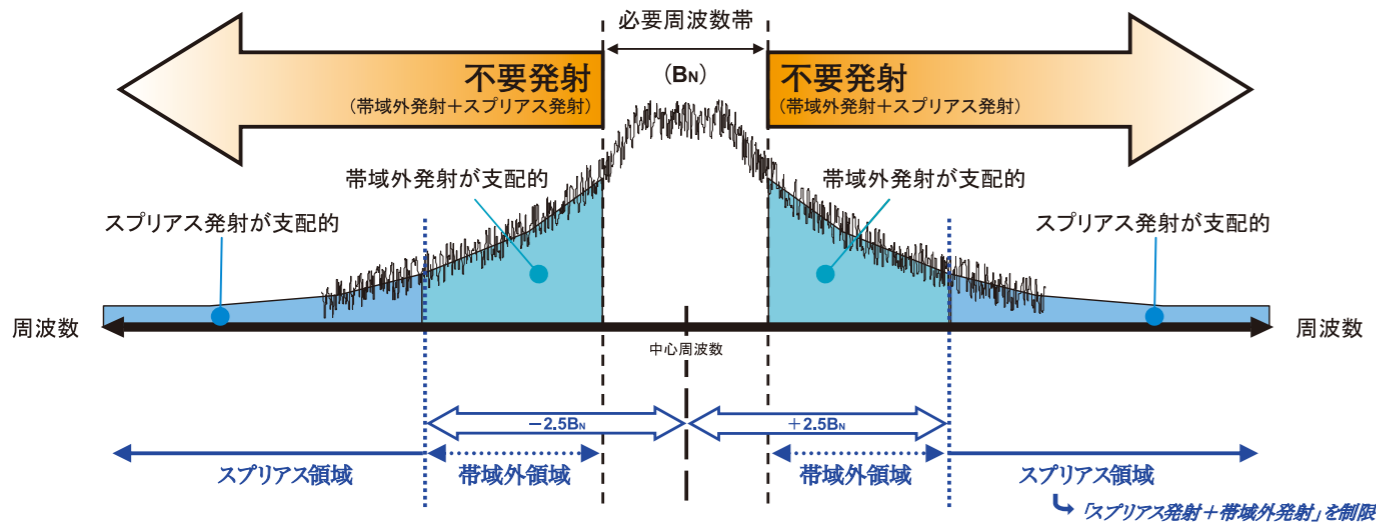
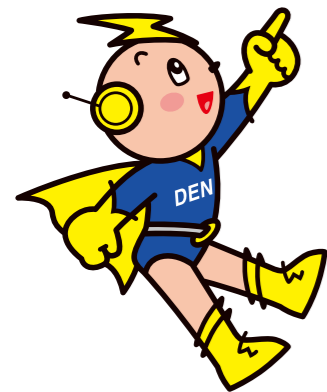
## 経緯

世界無線通信会議(WRC)において、無線通信規則(RR)のスプリアス発射(必要周波数帯の外側に発射される不要な電波)の強度の許容値が改正されました。これを受けて、総務省は、**平成17年12月1日**に無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)を改正しました。



## 改正のポイント

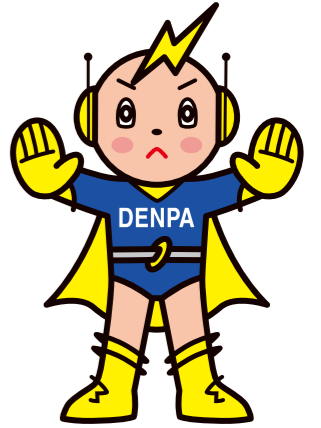
- ① 従来のスプリアス発射以外に送信機雑音などの帯域外発射も含めた不要発射全体の許容値を規定すること。
- ② 従来の周波数区分ではなく、無線業務区分ごとに規定すること。
- ③ 適用する周波数範囲として、中心周波数から必要周波数帯幅の±250%離れた周波数を境界に、必要周波数帯の外側からこの境界までを帯域外領域、それより外側をスプリアス領域とすること。
- ④ スプリアス領域では実使用状態(変調状態)における規定値とすること。



# 平成17年の改正前のスプリアス規格に適合する無線機器の取扱いについて

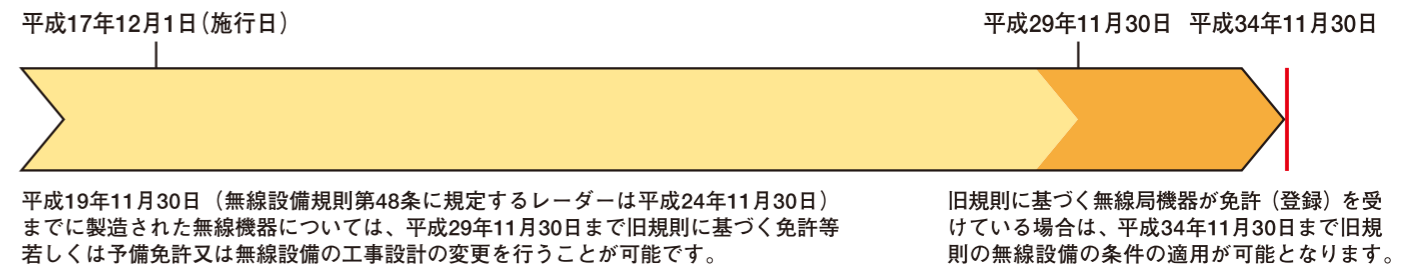
平成17年12月1日以前のスプリアス規格(旧規則)に適合する無線機器のうち、平成19年11月30日以前に製造されたものは、平成29年11月30日までに免許等を受けた場合又は無線局の免許がいない無線機器の場合は、平成34年11月30日まで使用できます。

平成34年12月1日以降、旧規則に基づく無線機器は、新規規則の条件に適合する無線機器として変更許可など適合したことの確認を受けない限り、使用できません。



## 経過措置(平成17年12月1日以降のスプリアス規格への移行期間)のポイント

### ① 免許・登録手続



### ② 技術基準適合証明・工事設計認証の効力



### ③ 型式検定合格機器の効力

